

緑の分権改革通信

地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会へ

2011. 10.28 vol. 9

各都道府県知事、各市町村長の皆様へ

- 全国各地域が主体となって「緑の分権改革」に取り組んでいただけるよう、取組に係る経費について、平成23年度から平成25年度までの3か年間、特別交付税措置を講じることとしております（別紙）。

特別交付税措置の詳細については別途ご連絡することとしておりますが、貴団体におかれては、この措置を活用して、より一層「緑の分権改革」に取り組んでいただきますようお願いいたします。

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室
〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

E-mail : chisei@soumu.go.jp

Tel. : 03-5253-5523

Fax : 03-5253-5587

平成 23 年 10 月 13 日

各都道府県緑の分権改革担当部局 }
各指定都市緑の分権改革担当部局 } 御中

総務省地域力創造グループ
地域政策課緑の分権改革推進室

緑の分権改革に係る地方財政措置について

標記について、以下のとおりお知らせします。この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

記

1. 趣旨

「緑の分権改革」の推進に関しては、平成 23 年度においてモデル的な調査を行っており、今後、その成果を生かしつつ全国的な展開を図るため、24 年度以降、アドバイザーの派遣や情報提供等の実施を検討している。このような支援に加え、全国各地域が主体となって改革に取り組んでいただけるよう、取組に係る経費について、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 か年間、特別交付税措置を講じることとしている。

2. 措置の概要

- (1) 自然環境や再生可能エネルギー等の地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める「緑の分権改革」の趣旨に沿った取組を対象とする（別紙「改革モデルの例」参照）。
- (2) 別途照会を行う「緑の分権改革」の取組の実施に要する費用のうち、当該団体が負担する一般財源所要額を対象とする。
- (3) 留意事項
 - ① 「緑の分権改革」は、地方公共団体はもちろんのこと、主として住民や民間団体が主体となった取組を想定していることから、住民や民間団体の取組に対して地方公共団体が補助等の支援を行う場合、当該団体が負担する一般財源所要額を対象とすること。
 - ② 「緑の分権改革」の趣旨にかんがみ、例えば、「一般家庭への太陽光発電設備設置費に対する補助」というような、単に地球温暖化防止や省エネの推進などを目的とした単発的な取組でなく、地域づくりに資するための付加的な要素を加えた取組を対象とすること。
 - ③ 平成 23 年度「緑の分権改革」調査事業（改革モデル実証調査）の採択団体にあつては、調査終了後、「緑の分権改革」を継続的に進める場合において、当該調査で用いた機械装置その他備品等の買取経費等も対象に含むものとする。
- (4) その他詳細については、別途連絡することとする。

<連絡先>

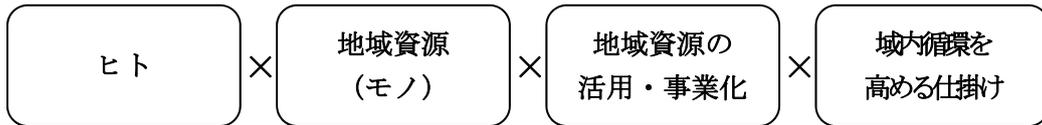
総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室
担 当：浅見、池田
電 話：03-5253-5523（直通）
F A X：03-5253-5587

(別紙)

改革モデルの例

【域内循環促進モデル】

地域資源の活用・事業化を図るとともに、住民の域内消費行動の活発化など、域内循環を高める仕掛けが組み合わされたモデル

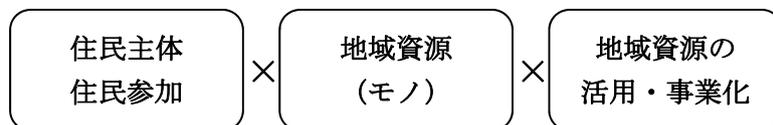


(例)



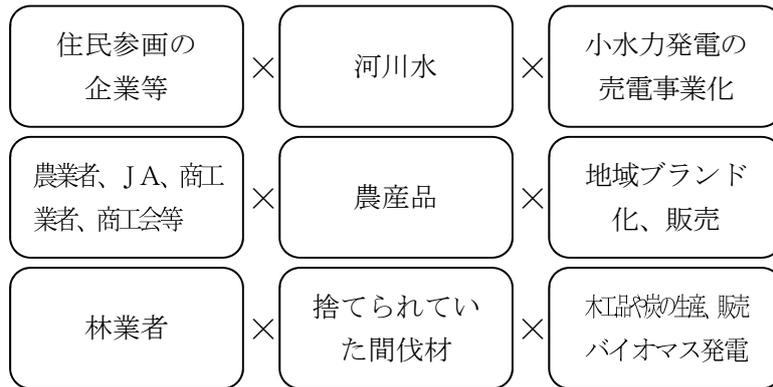
【資源再発見モデル】

住民が事業主体となったり、参加し、埋もれていた地域資源を発掘することにより、その収益の地域還元が図られているモデル



(例)





【交流促進モデル】

域外との交流を促進し、外部の投資力や消費力の活用が図られているモデル



(例)

